

つくろう！マイナンバーカード

町では、マイナンバーカードを簡単に申請していただくため、役場住民生活課住民係の窓口で申請用の写真を撮影するなど、職員が申請のお手伝いをしています。

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを申込みましょう！

- マイナポイントの対象者
令和4年9月末までにカードの申請をした方
- 付与されるポイント（令和5年2月末まで）
 - ①マイナンバーカード新規取得者や第1弾に申込みをしていない方（最大5,000円分のポイント）
マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、そのサービスでご利用金額の25%のポイントが付与されます。
 - ②健康保険証の利用申込を行った方（7,500円分のポイント）
 - ③公金受取口座の登録を行った方（7,500円分のポイント）
すでに利用申込や登録を行った方も、ポイント申込みが必要となります。
- 申込みに必要なもの

ポイントは
キャッシュレス
決済サービスに
付与されます！



①マイナンバーカード

+



②数字4桁のパスワード（暗証番号）

+



③決済サービスID/セキュリティコード

※ 公金受取口座の登録を行う方は、通帳が必要です

マイナポイントの予約・申込みは、ご自身のスマートフォンなどでも手続き可能です。

住民係にて、マイナポイントの申込みサポートを行っておりますので、簡単にお申込みができます。お申込みをご希望の方は、上記の「申込みに必要なもの」をご持参の上、住民係窓口までお越しください。

問合わせ先 役場 住民生活課 住民係 電話 67-8782

猫についてのお願い

町では、ご近所の猫に関する苦情や相談が増えています。どうしても本人同士で解決が難しい場合は、**後志総合振興局環境生活課自然環境係（☎0136-23-1354）**にお問い合わせください。

後志総合振興局では、苦情届出者と飼育者の双方からお話を伺って、必要に応じて指導啓発を行います。

猫の被害でお困りの方へ

猫は犬と異なり、法令で規制されておらず、**行政（町や保健所）での捕獲は行っていません**。但し、大ケガをしていて、放置することで苦痛がむやみに長引くことが想定された場合は、動物愛護の観点から引き取りします。**猫の被害でお困りの場合は、個人で猫の侵入予防対策を行ってもらうこととなります。**

○猫の侵入予防対策として、比較的効果がある方法をいくつかご紹介します。

- ・市販されている猫用の忌避剤や食用酢（原液）、コーヒーかすなど、猫の嫌がる臭いを使用する
- ・猫が侵入しそうな隙間や塀の上などに園芸用のネットを張る
- ・猫が近寄りそうなところに、こまめに水をまくなど

猫の飼い主の方へ

あなたの気づかないところで、飼い猫がご近所に迷惑をかけているかも知れません。もう一度、猫の習性や飼い方を見直しましょう。

- ・猫は室内で飼いましょう…室内であっても適切な環境があれば、猫は満足します。
- ・不妊去勢手術を行いましょう…発情期の鳴き声や尿の臭いが薄くなるなど、ご近所トラブルの回避ができます。
- ・迷子札を付けましょう…首輪を着けたり、電子情報の入ったマイクロチップを装着しましょう。



問合わせ先 役場 住民生活課 生活安全係 電話 67-8783